



宮 崎 県 公 報

令和3年1月7日(木曜日) 第 169 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………(医療業務課) 1
- 救急診療所の認定……………(“) 1
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1
- 民有林の保安林の指定(2件)……………(“) 2
- 保安林の指定予定の通知(4件)……………(“) 2

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可(2件)……………(農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更……………(“) 3
- まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3

- 管理年度における知事管理漁獲可能量……………(水産政策課) 3
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)……………(“) 4

病院局公告

- 入札公告(2件)……………4
- 落札者等の公告……………6

教育委員会規則

- 宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………6

監査委員公告

- 監査結果の公表……………16
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………16
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………16

告 示

宮崎県告示第2号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険西郷病院	東臼杵郡美郷町西郷田代29番地
和田病院	日向市向江町1丁目 196番地 1
宮崎市立田野病院	宮崎市田野町南原1丁目6番地 2

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年1月1日から令和6年12月31日まで

宮崎県告示第3号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人将優会クリニックうしたに	宮崎市大字恒久字西原5065番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和3年1月1日から令和6年12月31日まで

宮崎県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字太田乙2554-1

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田

字内ノ川内5895-14

- 2 指定の目的 干害の防備
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第6号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字岩金乙1228-15、字松ノ下乙1229-1
2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第7号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字下ノ原乙2211-63、字日野平乙2290-14、乙2290-19、乙2290-23、乙2290-26、乙2290-32、乙2296-2
2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第8号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市細野字山中前5740-373・5740-983（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山中前5740-373・5740-983（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第9号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字水流川添1256-3から1256-5まで、1256-7、1256-9、1256-10、字椎木平2022-2、字鷹須2057・2071-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2059-7、2081-16、字下平田2089-1、2089-3、2089-5、2098-2、字中島2852-1、字京ノ塚2911-1
2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字尾佐川6499-4、6499-10、6499-12、6499-23、6499-25、字下仮屋6656-4、6657、6659、6665、6665-2、6665-5、6665-14、6665-17、6665-20、6665-35、6665-37、6666-2、6667、6669、字壺堂6725-18、6748から6751まで、6753、6754、6756、6763-10
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡新富町大字上富田字屋敷7388-1・7424・7426-2・7428-1・7429(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、漆野原土地改良区(小林市)

の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、紙屋第二土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、浅ヶ部地区県営土地改良事業(高千穂町、県営ため池等整備事業(土砂崩壊防止))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
 - 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和3年1月7日から令和3年2月5日まで
- 3 縦覧場所
 - 高千穂町役場農地整備課内
- 4 その他
 - この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年1月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和3管理年度(令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の第1及び第2の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県まき網漁業	2,492トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

第2 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まき網漁業	2, 223トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画地区計画
花見工業団地地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道
宮崎公共下水道
排水区域（薫る坂地区）
その他の施設（川原雨水ポンプ場）
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所
宮崎県高岡土木事務所

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 1 月 7 日

宮崎県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 外科用イメージ 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 3 月 26 日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 2 年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
 - カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和 3 年 1 月 19 日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

宮崎県宮崎市北高松町 5 番30号

郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

- (2) 期間 令和3年1月7日から令和3年1月19日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
(2) 交付期間 令和3年1月7日から令和3年1月19日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
(2) 提出期限 令和3年1月20日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室
(2) 日時 令和3年1月21日午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
C-arm set
(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 20 January, 2021
(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年1月7日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 3D解析ワークステーション 一式
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
(3) 納入期限 令和3年3月26日
(4) 納入場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。

カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年1月19日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町 5 番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181
(2) 期間 令和3年1月7日から令和3年1月19日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
(2) 交付期間 令和3年1月7日から令和3年1月19日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休

- 日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 提出期限 令和3年1月20日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室
 - (2) 日時 令和3年1月21日午前10時15分
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
3D image analysis system set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 20 January, 2021
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年1月7日

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術用顕微鏡一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アステム宮崎営業部
宮崎県宮崎市江平中町5番地1
- 5 落札金額
40,590,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年10月26日

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月7日

宮崎県教育委員会教育長 日隈 俊郎

宮崎県教育委員会規則第1号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保証人)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 貸与生又は貸与生であった者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を連帯保証人変更届（別記様式第6号）に変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付して県教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他保証人を変更しなければならない事由が生じたとき。</p>	<p>(保証人)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 貸与生又は貸与生であった者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、<u>新たな保証人とする者と連署した連帯保証人変更申請書（別記様式第6号）に、新たな保証人とする者に係る次条各号に掲げる書類を添付して県教育委員会に変更を申請し、承認を得なければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他保証人の<u>変更が必要な事由が生じたとき。</u></p>

別記様式第1号、別記様式第6号、別記様式第7号（その1）、別記様式第7号（その2）及び別記様式第11号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

育英資金貸与申請書

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県育英資金貸与条例及び宮崎県育英資金貸与条例施行規則第 3 条の規定により、育英資金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

		学校名		
1 申請者の氏名、住所、連絡先等		申請日	年 月 日	
氏名 (自署)	Ⓣ		電話番号	— —
住所	〒 —		携帯電話番号	— —
2 親権者全員の氏名、住所、連絡先等				
※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。 事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。 なお、親権者①は、貸与が決定した場合に、原則、第一連帯保証人となります。				
		親権者①	親権者②	
氏名 (自署)	Ⓣ		Ⓣ	
	(申請者の□父 □母 □その他())		(申請者の□父 □母 □その他())	
住所	〒 —		—	
電話番号	— —		— —	
携帯電話番号	— —		— —	
3 申請内容欄				
採用の種類 (<input type="checkbox"/> 予約採用 <input type="checkbox"/> 在学採用 <input type="checkbox"/> 緊急採用)				
希望する育英資金の種類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金			
希望貸与月額 (裏面 6 参照)	円			
貸与期間	年 月 から 年 月 まで			
家族の状況		宮崎県教育委員会確認欄		
氏名 (続柄)	所 属 (勤務先・学校名等)	同居・別居 別	就学者の 場合選択	所得金額
① (本人)		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
② ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
③ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
④ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑤ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑥ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑦ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
				小計
特記事項 該当するものにチェック (✓)を入れる	<input type="checkbox"/> 就学者・未就学児がいる (就学者・未就学児の数 人) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭である <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が別居している <input type="checkbox"/> 長期に療養を必要とする人がいる <input type="checkbox"/> 障がいのある家族がいる (障がいのある家族 人) <input type="checkbox"/> 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた <input type="checkbox"/> その他事情 <input type="checkbox"/>			合計
				合計
世帯人数 (人)		収入基準額 (万円)		認定所得金額 (所得金額-特別控除額) () 万円
4 確認欄				
<input type="checkbox"/> 育英資金の制度内容と、裏面の重要事項について確認しました。 <input type="checkbox"/> 借りるのは申請者 (生徒) 本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。 <input type="checkbox"/> 借りるのは申請者であるが、連帯保証人も同等の債務を負うことを理解しました。 <input type="checkbox"/> 借りる金額、返す金額について確認をし、話し合いをしました。 <input type="checkbox"/> 借りる目的は、申請者の修学 (学資) のためであることを理解し、必要性について認識の共有をしました。 <input type="checkbox"/> 借りる申請者本人が、借りた後、何歳までお金を返し続けなければならないか、理解しました。 <input type="checkbox"/> 育英資金以外の修学支援制度について調べた上で、返還が必要な当制度を申請をしました。				

注意事項

- 太枠内を消えないインクのペンで記入してください。また、□は該当するものを選択し、✓を入れてください。
- 申請者と親権者が、それぞれ自筆で記入し、押印欄は、それぞれ異なる印影の印鑑を押印してください。

5 重要事項

- (1) 貸与が決定した場合は、県教育委員会が定める期日までに育英資金借用証書等の必要書類を速やかに提出すること。
この場合、育英資金借用証書には、申請者及び2人の連帯保証人の連署が必要となること。
- (2) 申請者が貸与を受けた場合に、貸与が終了した後、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数分について、宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を支払うことになること。
- (3) 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担すること。
- (4) 申請者及び連帯保証人は、育英資金の貸与又は返還のために必要があるときに宮崎県教育委員会が申請者及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、収入等について行う調査に対し、回答する必要があること。
- (5) 前項の調査に対し、回答をしない場合は、貸与期間中に貸与を停止される場合や、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求される場合があること。
- (6) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

6 貸与月額一覧表

高等学校（特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

貸与月額一覧 (単位:円)

	一般育英資金	へき地育英資金
国公立・自宅通学	18,000	27,000
	14,000	21,000
	9,000	14,000
国公立・自宅外通学	23,000	38,000
	18,000	29,000
	12,000	19,000
私立・自宅通学	30,000	34,000
	23,000	26,000
	15,000	17,000
私立・自宅外通学	35,000	45,000
	27,000	34,000
	18,000	23,000

大学・短大・専修学校専門課程

貸与月額一覧 (単位:円)

	大学	短期大学 専修学校専門課程
国公立・自宅通学	44,000	44,000
	33,000	33,000
	22,000	22,000
国公立・自宅外通学	50,000	50,000
	38,000	38,000
	25,000	25,000
私立・自宅通学	53,000	52,000
	40,000	39,000
	27,000	26,000
私立・自宅外通学	63,000	59,000
	48,000	45,000
	32,000	30,000

返還目安額の例（返還期間最大、返還方法月賦の場合）

高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

(単位:円)

一般育英資金	貸与月額	3年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	18,000	648,000	4,500	12年
国公立・自宅外通学	23,000	828,000	5,750	(返還開始年に18歳の 場合30歳の年まで)
私立・自宅通学	30,000	1,080,000	7,500	
私立・自宅外通学	35,000	1,260,000	8,750	

大学

(単位:円)

	貸与月額	4年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	44,000	2,112,000	11,000	16年
国公立・自宅外通学	50,000	2,400,000	12,500	(返還開始年に22歳の 場合38歳の年まで)
私立・自宅通学	53,000	2,544,000	13,250	
私立・自宅外通学	63,000	3,024,000	15,750	

※ 100円未満の端数は調整が入ります。

様式第 6 号 (第 5 条関係) (表面)

連帯保証人変更申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

(貸与生(借受人))の宮崎県育英資金返還債務について、
(現在の連帯保証人)を変更し、
(新たな連帯保証人とする者)を
連帯保証人としていただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

現在の連帯保証人の □ 死亡 □ 破産手続開始の決定 □ その他()により
□ (1) 下記2の者と連帯保証契約をしてほしい。
□ (2) 現在の連帯保証人と下記2の者が契約を行ったため承諾をしてほしい。

2 新たな連帯保証人とする者について

Table with columns: 生年月日, 年 月 日, 借受人との関係, 借受人の(), 住所, 連絡先 (電話番号, 携帯電話番号), 勤務先 (所在地, 名称, 電話番号)

私は、宮崎県育英資金返還債務について、下記の主たる債務の元金、主たる債務に関する延滞利息その他その債務に従たるすべてのもの全額及び履行状況等を確認し、今後の債務の返還状況によりそれぞれの額に変動が生じることと理解した上で育英資金借用証書及び申請書裏面記載の特約事項に同意し、現在の連帯保証人が負う連帯保証債務を引き受けます。

Table for debt details: 宮崎県育英資金返還債務 (年 月 日現在) ※宮崎県教育委員会が示した額を記入. Columns: 元金の額, 延滞利息の額, その他の債務の額

(フリガナ)

氏名 (自署)

実印

採用決定番号 ()

貸与生(借受人)氏名(自署)

印

連帯保証人※氏名(自署)

実印

※新たな連帯保証人とする者

注意事項

- (1) 当申請書は、新たな連帯保証人になる者について次の書類を添付の上、提出してください。
① 本籍及び筆頭者の記載がある住民票
② 実印に押印した実印が確認できる印鑑登録証明書
③ 所得証明書(変更予定の連帯保証人が第一連帯保証人(借受人の父又は母等)である場合は不要)
④ その他教育委員会が求める書類
(2) 元金、延滞利息、その他の債務の額の欄の記入にあたっては、必ず宮崎県教育委員会に資料を請求し、直近の宮崎県育英資金の返還債務を確認してください。
※ 「延滞利息」は、各年度の要返還額に対し、当該年度の納入期限の翌日から滞納日数に応じ、年7.6%の割合(年365日の日割計算。ただし、平成29年4月1日からは年5%の割合)で計算されるため、別途算出されます。なお、「その他の債務」には裁判費用が含まれます。
(3) 変更の内容が1-(1)である場合は、新連帯保証人へ宮崎県教育委員会からの承諾の通知が到達したときに契約が成立したものとします。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第 1 条 貸与期間中において、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を 3 か月分ごとにまとめて 4 月から 6 月分を 4 月に、7 月から 9 月分を 7 月に、10 月から 12 月分を 10 月に、1 月から 3 月分を 1 月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第 2 条 育英資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後、貸与を受けた期間の 4 倍の期間（その期間が 20 年を超える場合は 20 年）内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第 3 条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額（以下「要返還額」という。）を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を 12 分割（ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については 6 分割）して毎月 25 日（ただし、25 日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。）までに納付（ただし、100 円未満の端数が生じる場合は 3 月で調整）。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を 2 分割して当該年度の 7 月 25 日及び 12 月 25 日までに納付（100 円未満の端数が生じる場合は 12 月で調整）。ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は 12 月 25 日、最終年度は 7 月 25 日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の 12 月 25 日までに納付（ただし最終年度は 7 月 25 日に納付）。
- (4) 第 1 号から第 3 号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の 3 月 31 日を納入期限とすること。

(延滞利息及び督促)

第 4 条 要返還額について、当該年度の 3 月 31 日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が發布されること及び連帯保証人 2 人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第 5 条 借受人及び連帯保証人 2 人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第 6 条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の 1 人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第 7 条 借借証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務（返還業務含む。）のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報（育英資金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第 8 条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第 9 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

第 10 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。

2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第 11 条 貸与期間中において、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学 18,000 円、自宅外通学 23,000 円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 30,000 円、自宅外通学 35,000 円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 44,000 円、自宅外通学 50,000 円
 - エ 私立大学 自宅通学 53,000 円、自宅外通学 63,000 円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 52,000 円、自宅外通学 59,000 円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 27,000 円、自宅外通学 38,000 円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 34,000 円、自宅外通学 45,000 円

様式第 7 号 (その 1) (第 6 条関係)

(表面)

採用決定番号

育英資金借用証書

(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校(高等課程))

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。

ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程並びに裏面の特約事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

1 貸与生(借受人)及び連帯保証人(それぞれが自署)		提出日	年 月 日
フリガナ 氏 名	印	学校名	
		生年月日	年 月 日
住 所	〒 -	電話番号	- -
		携帯電話番号	- -
親権者① 氏 名※	印	親権者② 氏 名※	印

※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。なお、親権者①は原則第一連帯保証人となります。

	第一連帯保証人(自署)	第二連帯保証人(自署)
フリガナ 氏 名	(印鑑登録証明書の印影) 実印	(印鑑登録証明書の印影) 実印
借受人との関係	借受人の□父 □母 □その他()	借受人の()
生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
連絡先	電話番号	- -
	携帯電話番号	- -
住 所	〒 -	〒 -
勤務先	名 称	
	所在地	〒 -
	電話番号	- -

2 借入内容及び返還計画

貸与期間	年 月～ 年 月	育英資金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金
貸与月額	円	通学の種別	<input type="checkbox"/> 自 宅 □ 自宅外
貸与総額 (借入申込金額)	円	返 還 方 法	<input type="checkbox"/> 月 賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年 賦
返還期間	年 月～ 年 月		

※借用確定金額(宮崎県教育委員会が記入)

円

- 注 意 事 項
- 貸与生(借受人。借受人が未成年の場合は親権者欄を含む)、第一連帯保証人、第二連帯保証人がそれぞれの欄を自署し、印鑑は各自のものを押印すること。
 - はそれぞれ該当するものを選択(✓)し、全ての欄について記入すべき欄は必ず記入すること。
 - 返還期間は、貸与期間の4倍(ただし最長20年)以内の期間を記入し、返還方法は月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択すること。

御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第 1 条 貸与期間中にあっては、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を 3 か月分ごとにまとめて 4 月から 6 月分を 4 月に、7 月から 9 月分を 7 月に、10 月から 12 月分を 10 月に、1 月から 3 月分を 1 月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第 2 条 育英資金の貸与を受けた者(以下「借受人」という。)が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後、貸与を受けた期間の 4 倍の期間(その期間が 20 年を超える場合は 20 年)内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第 3 条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額(以下「要返還額」という。)を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を 12 分割(ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については 6 分割)して毎月 25 日(ただし、25 日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。)までに納付(ただし、100 円未満の端数が生じる場合は 3 月で調整)。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を 2 分割して当該年度の 7 月 25 日及び 12 月 25 日までに納付(100 円未満の端数が生じる場合は 12 月で調整)。ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は 12 月 25 日、最終年度は 7 月 25 日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の 12 月 25 日までに納付(ただし最終年度は 7 月 25 日に納付)。
- (4) 第 1 号から第 3 号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の 3 月 31 日を納入期限とする。

(延滞利息及び督促)

第 4 条 要返還額について、当該年度の 3 月 31 日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が発布されること及び連帯保証人 2 人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第 5 条 借受人及び連帯保証人 2 人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第 6 条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の 1 人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第 7 条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第 8 条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第 9 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

第 10 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。

2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第 11 条 貸与期間中にあっては、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学 18,000 円、自宅外通学 23,000 円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 30,000 円、自宅外通学 35,000 円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 44,000 円、自宅外通学 50,000 円
 - エ 私立大学 自宅通学 53,000 円、自宅外通学 63,000 円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 52,000 円、自宅外通学 59,000 円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 27,000 円、自宅外通学 38,000 円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 34,000 円、自宅外通学 45,000 円

様式第 7 号(その 2) (第 6 条関係)

(表面)

採用決定番号

収入
印紙育英資金借用証書
(大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校)

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。

ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程並びに裏面の特約事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

1 貸与生(借受人)及び連帯保証人(それぞれが自署)

提出日	年	月	日
フリガナ 氏名	印	学校名	
		生年月日	年 月 日
住所	〒 -	電話番号	- -
		携帯電話番号	- -
親権者① 氏名※	印	親権者② 氏名※	印

※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。なお、親権者①は原則第一連帯保証人となります。

	第一連帯保証人(自署)	第二連帯保証人(自署)
フリガナ 氏名	(印鑑登録証明書の印影) 実印	(印鑑登録証明書の印影) 実印
借受人との関係	借受人の□父 □母 □その他()	借受人の()
生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)
連絡先	電話番号	- -
	携帯電話番号	- -
住所	〒 -	〒 -
勤務先	名称	
	所在地	〒 -
	電話番号	- -

2 借入内容及び返還計画

貸与期間	年 月～ 年 月	育英資金の種類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金
貸与月額	円	通学の種別	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外
貸与総額 (借入申込金額)	円	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦
返還期間	年 月～ 年 月		

※借入確定金額(宮崎県教育委員会が記入)

円

- 注 1 貸与生(借受人。借受人が未成年の場合は親権者欄を含む)、第一連帯保証人、第二連帯保証人がそれぞれの欄を自署し、印鑑は各自のものを押印すること。
- 事 2 □はそれぞれ該当するものを選択(✓)し、全ての欄について記入すべき欄は必ず記入すること。
- 項 3 返還期間は、貸与期間の4倍(ただし最長20年)以内の期間を記入し、返還方法は月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択すること。

御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

特約事項

(育英資金の交付)

第 1 条 貸与期間中において、育英資金は、宮崎県教育委員会が、原則当該年度分を 3 か月分ごとにまとめて 4 月から 6 月分を 4 月に、7 月から 9 月分を 7 月に、10 月から 12 月分を 10 月に、1 月から 3 月分を 1 月に交付すること。

(返還の開始及び返還期間)

第 2 条 育英資金の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）が学校を卒業し、又は貸与が停止されたときは、学校を卒業又は貸与が停止された日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後、貸与を受けた期間の 4 倍の期間（その期間が 20 年を超える場合は 20 年）内に、貸与を受けた育英資金を返還すること。

(返還の方法及び返還の期日)

第 3 条 返還は、毎年宮崎県教育委員会が通知する返還額（以下「要返還額」という。）を、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で、次の各号により均等償還すること。

- (1) 月賦の場合、要返還額を 12 分割（ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については 6 分割）して毎月 25 日（ただし、25 日が土日祝日の場合は翌金融機関営業日。以下同じ。）までに納付（ただし、100 円未満の端数が生じる場合は 3 月で調整）。
- (2) 半年賦の場合、要返還額を 2 分割して当該年度の 7 月 25 日及び 12 月 25 日までに納付（100 円未満の端数が生じる場合は 12 月で調整）。ただし、返還の開始が 10 月の場合、返還初年度及び最終年度については一括し、初年度は 12 月 25 日、最終年度は 7 月 25 日に納付。
- (3) 年賦の場合、要返還額を一括して当該年度の 12 月 25 日までに納付（ただし最終年度は 7 月 25 日に納付）。
- (4) 第 1 号から第 3 号の納付日を過ぎて要返還額に残額がある場合は、当該年度の 3 月 31 日を納入期限とする。

(延滞利息及び督促)

第 4 条 要返還額について、当該年度の 3 月 31 日までに正当な理由なく返還を怠った場合は、次の措置を取られること。

- (1) 延滞利息を課せられること。
- (2) 返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。
- (3) 借受人に対し督促状が發布されること及び連帯保証人 2 人に対し催告が行われること。
- (4) 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。

(届出の義務及び通知又は書類の到達)

第 5 条 借受人及び連帯保証人 2 人は、氏名、住所、電話番号その他の宮崎県教育委員会に届け出た事項に変更があったときは届け出るものとし、届出を怠ったり宮崎県教育委員会からの通知を受領しない等借受人及び連帯保証人の責めに帰すべき事由により宮崎県教育委員会が最後に届出のあった氏名、住所宛てに送付した通知又は書類が延着又は到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(連帯保証人に対する履行の請求及び債務の承認)

第 6 条 宮崎県教育委員会が行う連帯保証人の 1 人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の 1 人が行う債務の承認は、借受人及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

(個人情報の第三者への提供)

第 7 条 借用証書に記入があった情報及び借受人の育英資金に関する情報について、宮崎県教育委員会が育英資金貸与業務（返還業務含む。）のために利用すること及びこの利用目的の適正な範囲内において、当該情報（育英資金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先等に必要に応じて提供されること。

(育英資金の債務に関する情報の連帯保証人への提供)

第 8 条 連帯保証人からの請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があること。

(個人情報調査等)

第 9 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、宮崎県教育委員会が借受人及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行うこと及び当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。

(質問調査に対する応答)

- 第 10 条 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときに、借受人及び連帯保証人の個人情報について宮崎県教育委員会がその借受人及び連帯保証人自身に対し調査を行い、当該調査を受けた者が宮崎県教育委員会に対し回答すること。
- 2 育英資金の返還の実施のために必要があるときに行った当該調査において、当該調査を受けた者が回答しない場合又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、返還期限に関わらず宮崎県教育委員会の指定した日までに返還未済の金額に対し一括返還を求められる場合があること。

(補充権)

第 11 条 貸与期間中において、表面「※借用確定金額」について、次の貸与月額に貸与を受けた期間を乗じた額を限度として借用金額が確定したときに宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

- (1) 一般育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等過程 自宅通学 18,000 円、自宅外通学 23,000 円
 - イ 私立高等学校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 30,000 円、自宅外通学 35,000 円
 - ウ 国公立大学、短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 44,000 円、自宅外通学 50,000 円
 - エ 私立大学 自宅通学 53,000 円、自宅外通学 63,000 円
 - オ 私立短期大学及び専修学校専門課程 自宅通学 52,000 円、自宅外通学 59,000 円
- (2) へき地育英資金貸与月額一覧
 - ア 国公立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 27,000 円、自宅外通学 38,000 円
 - イ 私立高校、高等専門学校及び専修学校高等課程 自宅通学 34,000 円、自宅外通学 45,000 円

様式第11号(第11条関係)

育英資金返還猶予申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

本人	現住所	〒 -	勤務先	所在地	〒 -
	ふりがな氏名			勤務先名	
	電話番号	(自宅) - - (携帯) - -		電話番号	- -
連帯保証人	現住所	〒 -	勤務先	所在地	〒 -
	ふりがな氏名			勤務先名	
	電話番号	(自宅) - - (携帯) - -		電話番号	- -

次のとおり、宮崎県育英資金の返還猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

採用決定番号 又は納付番号		猶予期間 (最大1年度)	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	添付書類		
<input type="checkbox"/> 在学	<input type="checkbox"/> 在学証明書原本(学校は大学院、大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校(専門課程及び高等課程)に限る。)		
<input type="checkbox"/> 上記以外の学校に 在籍中又は進学準備中	<input type="checkbox"/> 在学証明書原本 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 疾病・傷病	<input type="checkbox"/> 診断書原本(治療期間及び就労困難の旨の記載)		
<input type="checkbox"/> 出産による減収	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(表紙と出産証明日欄(妊娠中は分娩予定日欄)の写し)		
<input type="checkbox"/> 育児休業・介護休業による減収	<input type="checkbox"/> 休業証明書原本 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 被災	<input type="checkbox"/> 市町村長又は消防署長が発行するり災証明書		
<input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 失業・解雇・倒産 ・ 出産退職 <input type="checkbox"/> 低収入 <input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="checkbox"/> 所得関係書類(下記のいずれか) (所得証明書原本・源泉徴収票の写し・直近の給与明細書3か月分の写し) <input type="checkbox"/> 会社が発行した書類(休業証明書原本・退職証明書原本 ・ その他()) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書原本(受給者証は不可)		
<input type="checkbox"/> 無職・未就労	<input type="checkbox"/> 「今後の見通し」各欄に状況の詳細を記入 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()		
現在の状況	収支の実情		返還困難事情の詳細
	年間収入 約 万円 収入の内容 <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 給与収入以外の所得 <input type="checkbox"/> その他() 年間支出 約 万円		
今後の見通し	猶予期間後の返還計画		返還計画を実現するための 具体的な活動
※ 申請理由欄の区分 で「無職・未就労」 を選択した場合は、 必ず記入。その他の 区分を選択した場合 も、できるだけ記入 すること。	返還開始 年 月分 返還月額 (円) 年間返還額 (円) 返還金にあてる資金の目処 <input type="checkbox"/> ()による収入増 <input type="checkbox"/> ()による支出減 <input type="checkbox"/> その他()		

注意事項

- 1 押印や添付書類忘れに御注意ください。
- 2 書類提出後、猶予の適否の判断に当たり時間を要するため、お早めに御提出ください。
- 3 御記入いただいた情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 4 当申請書の記載内容と添付書類で猶予適否の判断が困難な場合には、電話等でのお問合せや、別途に理由書や説明書等の提出を指示することがあります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第11号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第7項の規定に基づき令和2年10月26日から令和2年12月8日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年1月7日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

令和2年8月31日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年1月7日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

令和2年3月30日付けで公表した令和元年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年1月7日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 右 松 隆 央